

緊急一時保護のご利用について

在宅心身障害者緊急一時保護のご案内

葛飾区にお住まいの心身障害者（児）を介護している方が疾病、出産、事故、近親者の冠婚葬祭及び休養等により一時的に介護することができなくなったとき、下記の施設を利用することができます。

保護日数	月7日以内 ただし、レスパイト（休養）を事由とした利用は、年度内において3日以内です。また、年末年始の利用はできません。
対 象 者	身体障害者手帳1～2級の方、愛の手帳1～4度の方、 脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
費 用	1日につき 600円 （生活保護受給世帯または、利用者本人とその配偶者（利用者本人が18歳未満の場合は利用者が属する世帯）の区市町村民税が非課税の場合は0円）その他、食事代等実費負担あり。
保護施設 受付日時 （受付場所） エタンセール パランしょうぶ 障害福祉課	（1）エタンセール 葛飾区金町4-4-7 定員…2名（就学児以上65歳未満） TEL 5660-5546 受付時間 年中無休 午後4時～午前10時 ＊かがやけ第2共同作業所でも受付します。 TEL 3607-3180 月～金 午前10時～午後4時 （2）パランしょうぶ 葛飾区青戸8-24-27 定員…2名（18歳以上65歳未満、愛の手帳をお持ちの方） TEL 6231-2161 受付時間 年中無休

（お問い合わせ先）
葛飾区福祉部障害福祉課 援護係
TEL：5654-8263（直通）
3695-1111（代表）
内線 2395・2398

4 費用（利用者の負担分）

保護期間中の次の費用については、施設へ直接お支払いください。支払時期については、施設へお問い合わせください。

- （1）保護に係る費用の利用者負担分
（エタンセール、パランしょうぶ）
1日につき**600円**
＊生活保護受給世帯または、利用者本人とその配偶者（利用者が18歳未満の場合は利用者が属する世帯）の区市町村民税が非課税の場合は0円です。
- （2）食事代・光熱費
実費をいただきます（1日あたりの目安は1,500円～2,000円です）。
- （3）その他
利用期間中に必要となるお金については、実費をいただきます。

5 施設利用の際に必要なもの

ねまき、洗面具、バスタオル、着替え、常備薬、
健康保険証（必ず持参のこと）、その他必要なもの
＊薬は毎回分ずつに分包するようお願いします。
＊持ち物には必ず名前を書いてください。

- 1 緊急一時保護は、次の場合に利用することができます。
- （1）介護者の疾病、出産又は事故により、一時的に介護が受けられない場合
（2）介護者の近親者の冠婚葬祭により、緊急一時保護が必要と認められる場合
（3）レスパイト（介護者が休養のため、一時的に介護できない場合）
（4）ひとり暮らしの対象者が、疾病又は事故により、緊急一時保護を必要とする場合
（5）区長が特に必要と認める場合
※医療的なケアが必要な方、伝染病疾患にかかっている方は利用できません。
※施設への送迎は、家族の方が行ってください。
- 2 保護の期間
（1）緊急利用 ……月7日以内
※必要最小限の期間
（2）レスパイト利用 ……年度内（4/1～3/31）において3日以内
※年末年始（12/29～1/3）はレスパイト利用不可。
- 3 利用手続き及び受付場所
（1）利用登録申請（初回のみ）
緊急一時保護のご利用にあたって、あらかじめ利用登録をしていただくものです。
ア 申請場所
エタンセール、パランしょうぶ、区役所障害福祉課
イ 持ち物
身体障害者手帳、愛の手帳
（2）利用申請（利用毎）
保護の必要がある際に、利用の申込を行うものです。保護の必要が生じたときは、保護のお部屋を確保するため、まずエタンセール、パランしょうぶ又は区役所障害福祉課にお電話で利用の予約をお願いします。
ア 申請場所
エタンセール、パランしょうぶ、区役所障害福祉課
イ 持ち物
身体障害者手帳、愛の手帳
（3）受付開始日
緊急利用 ……利用開始日の21日前から
※例 4月20日から利用 ⇒ 3月31日から受付
レスパイト利用 ……利用開始日の前々月の1日から
※例 4月20日から利用 ⇒ 2月1日から受付